

# 公益社団法人日本厚生協会定款

## 第1章 総 則

(名 称)

**第1条** この法人は、公益社団法人日本厚生協会と称する。

(事務所)

**第2条** この法人は、主たる事務所を神奈川県横須賀市に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。  
これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(目 的)

**第3条** この法人は、感染症予防、免疫力向上や死因究明等に関する事業を行い、国民の健康・福祉、公衆衛生、地域の安全に寄与すること目的とする。

(事業)

**第4条** この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 講演会、セミナー、研究会の開催
- (2) 法医解剖事業
- (3) DNA及び死亡時画像診断（A i）鑑定事業
- (4) 死体検案事業
- (5) 歯科鑑定事業
- (6) 生前DNA・歯科登録事業 及び研究事業
- (7) 資格認定事業
- (8) 刊行物の発行頒布
- (9) 当協会の主旨に沿った製品等の販売
- (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、全国において行うものとする。

(事業年度)

**第5条** この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規律)

**第6条** この法人は、社員総会が別に定める倫理規程(自主行動基準)の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、第3条に掲げる目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

## 第2章 会員

(種別)

**第7条** この法人の会員は、次の4種とし、正会員、特別会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 特別会員 この法人の目的に賛同し、事業を賛助するため、本定款の施行日までに入会した個人
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した法人又は団体
- (4) 名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者

(入会)

**第8条** 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、申し込むものとする。

2 入会は、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(入会金及び会費)

**第9条** 正会員は、この法人の活動に必要な経費に充てるため、社員総会において定める会費規程に基づき入会金及び会費(以下「会費等」という。)を支払わなければならない。

- 2 賛助会員は、会費規程において別に定めるところにより賛助会費を納入しなければならない。
- 3 前2項の会費等及び賛助会費は公益目的事業及び法人管理費用に充当することができる。充当割合・金額等は理事会の決議による。

(会員の資格喪失)

**第10条** 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (4) 2年分以上会費等及び贊助会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総社員の同意があったとき。

(退 会)

**第11条** 正会員、特別会員及び贊助会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

**第12条** 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

**第13条** 会員が第10条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

### 第3章 社員総会

(構 成)

**第14条** 社員総会は、総社員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員、特別会員1名につき1個とする。

(権限)

**第15条** 社員総会は、「一般社団・財団法人法」に規定する事項及びこの定款で定める事項に限り決議する。

社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 役員の報酬等の額の決定又はその規程
- (3) 定款の変更
- (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (5) 入会金及び会費の金額
- (6) 会員の除名
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受け
- (8) 解散、公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- (10) 前各号に定めるもののほか、「一般社団・財団法人法」に規定する事項及びこの定款に定める事項

2 前項にかかわらず、個々の社員総会においては、第17条第3項の書面に記載した社員総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

**第16条** この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

- 2 定時社員総会は、毎年毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
  - (2) 総社員の議決権の10分の1以上を有する正会員および特別会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき。

(招集)

**第17条** 社員総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。ただし、総社員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

- 2 会長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を社員総会の日とする臨時社員総会の招集の通知を発しなければならない。
- 3 社員総会を招集するときは、社員総会の日時、場所、目的である事項等を記載した書面を開催日の1週間前までに、社員に対してその通知を発しなければならない。また、「一般社団・財団法人法」第39条1項但書に該当するときは、社員総会の日

の2週間前までにその通知を発しなければならない。

(議長)

**第18条** 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(定足数)

**第19条** 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

**第20条** 社員総会の決議は、「一般社団・財団法人法」第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(書面議決等)

**第21条** 社員総会に出席できない社員は、予め通知された事項について書面または電磁的方法により議決し、又は他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。

3 理事又は社員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

**第22条** 理事が社員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

**第23条** 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。議事録には、議長及び出席した理事を代表する者のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が署名押印する。

(社員総会運営規則)

**第24条** 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほ

か、社員総会において定める社員総会運営規則による。

## 第4章 役員等及び理事会

### 第1節 役員等

(種類及び定数)

**第25条** この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
- (2) 監事 1名以上3名以内

2 理事のうち、2名を代表理事とする

(選任等)

**第26条** 理事及び監事は社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び理事長は、理事会の決議によって代表理事から選定する。
- 3 理事会は、必要に応じてその決議によって、専務理事1名及び常務理事1名を選定することができる。
- 4 前項の専務理事及び常務理事をもって「一般社団・財団法人法」第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
- 5 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 6 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 7 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 8 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務・権限)

**第27条** 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長は、会長とともにこの法人を代表し、この法人の業務を分担執行する。ま

た、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その業務執行に係る職務を代行する。

- 4 専務理事は、会長及び理事長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。また、会長及び理事長に事故があるとき、又は会長及び理事長が欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、その業務執行に係る職務を代行する。（代表権の行使は除く）
- 5 常務理事は、この法人の業務を分担執行する。また、専務理事に事故あるとき又は欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、その職務を代行する。
- 6 会長、理事長、専務理事、常務理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。
- 7 会長、理事長、専務理事、常務理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務・権限）

**第28条 監事は、次に掲げる職務を行う。**

- (1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 社員総会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めることは、これを社員総会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

- 第29条** 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 任期の満了前に退任した役員の補欠として選任された役員の任期は、その退任した役員の任期の満了する時までとすることができます。
- 4 役員は、第25条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

- 第30条** 役員は、いつでも社員総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の三分の二以上の議決に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

- 第31条** 役員には別途定める報酬を支給することができる。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、社員総会の決議により別に定める役員の報酬等及び費用に関する規程による。

(取引の制限)

- 第32条** 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
- 3 前2項の取扱いについては、第46条に定める理事会運営規則によるものとする。

(責任の免除又は限定)

- 第33条** この法人は、役員の「一般社団・財団法人法」第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責

任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 この法人は、非業務執行理事等との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金 50,000 円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(名誉会長・顧問・参与)

**第34条** この法人に名誉会長、顧問、参与を置くことができる。

- 2 名誉会長、顧問、参与は、学識経験者、専門職経験者等のうちから、理事会において任期を定めたうえで5名まで選任することができる。
- 3 名誉会長は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 4 顧問、参与には、その報酬の支払いをすることができる。
- 5 報酬額は会長が理事会の承認を得て決定する。

(名誉会長、顧問、参与の職務)

**第35条** 名誉会長、顧問、参与は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。

## 第2節 理事会

(設 置)

**第36条** この法人に理事会を設置する。

- 2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権 限)

**第37条** 理事会は、この定款に別に定めるものほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号に定めるものほかこの法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督

(5) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
  - (2) 多額の借財
  - (3) 重要な使用人の選任及び解任
  - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
  - (5) 内部管理体制(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。)の整備
  - (6) 第33条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

(種類及び開催)

**第38条** 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度1回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 理事長が必要と認めたとき。
  - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
  - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
  - (4) 第28条第1項第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招 集)

**第39条** 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 前条第3項第3号による場合は、理事が、前条第3項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。
- 3 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があつた日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

**第40条** 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

**第41条** 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

**第42条** 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

**第43条** 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

**第44条** 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第27条第7項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

**第45条** 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに署名しなければならない。

(理事会運営規則)

**第46条** 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

## 第5章 財産及び会計

(財産の種別)

**第47条** この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産とする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 寄附を受けた財産又は交付を受けた補助金その他の財産については、公益目的事業に使用するものとし、その取扱いについては、理事会の決議による。

(基本財産の維持及び処分)

**第48条** 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

- 2 やむを得ない理由により基本財産（公益目的不可欠特定財産）の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会において、議決に加わることのできる理事の三分の二以上の議決を得なければならない。
- 3 基本財産（公益目的不可欠特定財産）の維持及び処分について必要な事項は、理事会の決議により別に定める基本財産（公益目的不可欠特定財産）管理規程によるものとする。

(財産の管理・運用)

**第49条** この法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

**第50条** この法人の事業計画書及び収支予算書等（事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類）は、会長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

**第51条** この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が事業報告書及び計算書類並びにこれらの付属明細書、財産目録（以下この条において「財産目録等」という）を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定期社員総会において承認を受けなければならない。

- 2 前項の書類を主たる事務所に5年間据え置き、一般の閲覧に供する。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

**第52条** この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもつて償還する短期借入金を除き、社員総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決を経なければならぬ。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

## 第6章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

**第54条** この定款は、第57条の規定を除き、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

2 「公益認定法」第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く）をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

**第55条** この法人は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決により、他の「一般社団・財団法人法」上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

**第56条** この法人は、「一般社団・財団法人法」第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由により解散し、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の4分の3以上の議決により解散することができる。

(公益目的取得財産残額の贈与)

**第57条** この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）において、公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日または当該合併の1ヶ月以内に、社員総会の決議により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益認定

法」という。) 第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

**第58条** この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会の決議により、公益認定法第5条17号に規定する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第7章 委員会

(委員会)

**第59条** この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第8章 事務局

(設置等)

**第60条** この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

**第61条** 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿（及び会員の異動に関する書類）
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関（理事会及び社員総会）の議事に関する書類
- (6) 財産目録
- (7) 役員の報酬等の規程
- (8) 事業計画書及び収支予算書

- (9) 事業報告書及び計算書類等
  - (10) 監査報告書
  - (11) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第 62 条第 2 項に定める情報公開規程によるものとする。

## 第 9 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

- 第 62 条** この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。
- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

- 第 63 条** この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。
- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公 告)

- 第 64 条** この法人の公告は、電子公告による。やむを得ない事由により電子公告できないときは官報による。

## <第 10 章 補則>

(委 任)

- 第 65 条** この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1

項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の代表理事は澤山俊民と山本伊佐夫とする。